

南知多町地域公共交通活性化・再生協議会 会議日程

日 時 令和4年6月27日(月)
午前10時10分から
場 所 南知多町保健センター
3階 大会議室

1. あいさつ

2. 出席者の紹介

【資料1】

3. 南知多町地域公共交通活性化・再生協議会について

【資料 2・3・4・5】

(1) 委嘱状の交付について

(2) 協議会役員等について

① 会長について

南知多町長 石黒和彦

② 副会長について

区長連合会会長(師崎地区区長会長) 黒田吉生

③ 会計について

総務部長 高田順平

④ 監事について

社会福祉協議会会長 大森宏隆

⑤ 座長について

学識経験者 伊豆原浩二

4. 議 題

(1) 令和3年度決算について

【資料6】

(2) 南知多町生活交通確保維持改善計画について

【資料7】

(3) 海っ子バスの路線変更(案)について

【資料8】

(4) その他

5. 報告事項

- (1) 本年度スケジュールについて **【資料 9】**
- (2) 子ども公共交通無償化事業について **【資料 10】**
- (3) 海っ子バス町民感謝デーについて **【資料 11】**
- (4) 日間賀島ぐるりーバスについて **【資料 12】**

6. その他

- (1) 令和4年度予算について **【資料 13】**
- (2) 令和3年度事業報告について **【資料 14】**
- (3) その他

南知多町地域公共交通活性化・再生協議会委員名簿(案)

令和4年4月1日

(敬称略・順不同)

No.	区 分	役 職 名	委 員 名
1	(1) 住民又は利用者代表	社会福祉協議会会長(監事)	大森 宏隆
2		内海地区区長会長	日比 登史男
3		豊浜地区区長会長	松本 好平
4		師崎地区区長会長(副会長)	黒田 吉生
5		篠島地区区長代表	福林 徹
6		日間賀島地区区長代表	宮地 齊
7		南知多町まちづくり協議会会長	二宮 達好
8		南知多町観光協会会長	鈴木 甚八
9	(2) 学識経験を有する者	学識経験者	伊豆原 浩二
10	(3) 町 議 会	南知多町議会議長	石垣 菊蔵
11		南知多町議会副議長(離島代表)	鈴木 浩二
12		南知多町議会総務建設常任委員会委員長兼 地域公共交通対策特別委員会委員長	山本 優作
13		南知多町議会総務建設常任委員会副委員長	石黒 充明
14	(4) 自動車輸送事業者	知多乗合(株)営業運行統轄部長	橋本 大輔
15		レスクル(株)代表取締役	鶴田 誠
16	(5) 定期航路事業者	名鉄海上観光船(株)取締役総務部長兼運航営業部長	吉見 文宏
17	(6) 鉄道事業者	名古屋鉄道(株)地域連携部長	川本 晃平
18	(7) 愛知県バス協会 愛知県タクシー協会	公益社団法人愛知県バス協会専務理事	小林 裕之
19		愛知県タクシー協会知多支部長 (名鉄知多タクシー(株))	佐野 達郎
20	(8) 運転手代表	知多乗合労働組合書記長	桑山 忍
21		名鉄知多タクシー労働組合執行委員長	小湊 孝政
22	(9) 全日本海員組合	全日本海員組合名古屋支部長	山原 始
23	(10) 国土交通省	国土交通省中部運輸局海事振興部旅客課長	西原 正浩
24		国土交通省中部運輸局愛知運輸支局 首席運輸企画専門官	山内 三奈
25	(12) 半田警察署	半田警察署交通課長	安藤 信之
26	(13) 愛 知 県	愛知県都市交通局交通対策課担当課長	大林 益英
27		愛知県総務局総務部市町村課地域振興室長	水野 春美
28		愛知県知多建設事務所維持管理課長	横山 和彦
29	(16) 南知多町	南知多町長(会長)	石黒 和彦
30		総務部長(会計)	高田 順平
31		建設経済部長	滝本 恭史
32	(19) 町長が認める者	日間賀島観光協会会長	鈴木 安博
33	オブザーバー	美浜町企画課長	戸田 典博
34		内海高等学校校長	鈴木 政之
—	事務局	まちづくり推進室長	山本 剛資
—		まちづくり推進室 地域振興係長	内田 健二
—		まちづくり推進室 地域振興係 主査	齊藤 圭吾
—		まちづくり推進室 地域振興係	森 雅裕

南知多町地域公共交通活性化・再生協議会規約

(設 置)

第1条 南知多町地域公共交通活性化・再生協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）に基づき、町内における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、また、より良い交通政策の策定及びその推進に資するため、さらに、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(事務局)

第2条 協議会は、事務局を南知多町総務部まちづくり推進室に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域交通のあり方や交通政策の策定及びその推進に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた輸送サービスの範囲、形態及び運賃・料金等に関すること。
- (3) 計画の協議及び実施に係る連絡調整に関すること。
- (4) 生活交通確保維持改善計画の協議及び実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、会長1人、副会長1人及び委員をもって組織する。

(役員)

第5条 協議会に会長、副会長、座長、会計及び監事を置く。

- 2 会長は町長をもって充て、副会長、座長、会計及び監事は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

- 5 座長は協議会の議長となる。
- 6 会計は、協議会の会計事務を行う。
- 7 監事は、協議会の監査事務を行う。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 住民又は利用者の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 町議会議員の代表者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の代表者
- (5) 一般旅客定期航路事業者の代表者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (8) 一般旅客航路事業者の船員が組織する団体の代表者
- (9) 鉄道事業者の代表者
- (10) 国土交通省中部運輸局海事振興部旅客課長
- (11) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官
- (12) 愛知県半田警察署交通課長
- (13) 愛知県都市・交通局交通対策課担当課長
- (14) 愛知県総務局総務部市町村課地域振興室長
- (15) 愛知県知多建設事務所維持管理課長
- (16) 南知多町長
- (17) 南知多町総務部長
- (18) 南知多町建設経済部長
- (19) 前各号に掲げるもののほか、町長が協議会の運営上必要と認める者

(任期)

第7条 委員の任期は、委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日までとする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任を妨げない。

(会 議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 協議会は、半数以上の委員の出席をもって開催する。ただし、委任状により代理者に権限を委任した場合には、当該代理者を出席委員とみなす。

3 協議会の議決方法は、全会一致を旨とし、全会一致が困難な状況において議長がやむを得ないと認めるときは、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

5 協議会は、原則として公開とする。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が整った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(雑 則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は平成20年12月19日から施行する。

この規約は平成21年 5月14日から施行する。

この規約は平成23年 4月28日から施行する。

この規約は平成24年 5月18日から施行する。

この規約は平成26年 5月30日から施行する。

この規約は平成27年 5月22日から施行する。

この規約は平成29年 5月31日から施行する。

この規約は令和 元年 5月21日から施行する。

この規約は令和 2年 5月19日から施行する。

この規約は令和 3年 6月 3日から施行する。

南知多町地域公共交通活性化・再生協議会財務規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、南知多町地域公共交通活性化・再生協議会規約（以下「規約」という。）第10条の規定に基づき、南知多町地域公共交通活性化・再生協議会（以下「協議会」という。）の財務に関する必要な事項を定めるものとする。

(予 算)

第2条 協議会の予算は、南知多町からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

- 2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調整し、年度開始前に協議会に諮るものとする。
- 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
- 4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに南知多町長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し協議会に諮るものとする。

- 2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条の第4項の規定を準用する。

(予算の流用)

第4条 会長は協議会の運営及び事業の遂行上やむを得ないと判断したときは、歳出予算を流用することができる。

(出納及び現金等の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会の出納員)

第6条 協議会の出納員は規約第5条第4項の規定に基づき、会長から指名を受けた会計とする。

2 協議会の会計は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出に関する簿冊)

第7条 協議会の会計は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 収入調書

(3) 支出負担行為決議書

(4) 支出調書

(5) 予算流用調書

(決算書)

第8条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく協議会の決算を調整し、協議会の承認を得るものとする。

2 前項の承認を得るにあたっては、規約第5条7項の規定に基づき、会長が指名した監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに南知多町長に送付しなければならない。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規程は平成21年2月9日から施行する。

南知多町地域公共交通活性化・再生協議会事務処理規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、南知多町地域公共交通活性化・再生協議会規約第10条の規定に基づき、南知多町地域公共交通活性化・再生協議会（以下「協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正かつ能率的に行うことを目的とする。

(事務局)

第2条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局長は、南知多町のまちづくり推進室長をもって充てる。

3 事務局員は、南知多町のまちづくり推進室職員をもって充てる。

(所掌事務)

第3条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関すること。

(文書の取扱い)

第4条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、南知多町文書取扱規程（平成16年南知多町訓令第2号）の例による。

(専決事項)

第5条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関すること。

(3) 物品及び現金の出納に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、寸法、用途、個数、及び管理者は別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、南知多町公印規程（昭和45年南知多町訓令第1号）の例による。

(雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

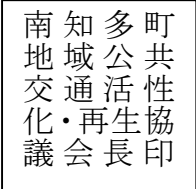
附 則

この規程は平成21年2月9日から施行する。

この規程は平成24年5月18日から施行する。

この規定は令和3年6月3日から施行する。

別表（第6条関係）

名 称	形 状	寸 法 (mm)	用 途	個 数	管理者
南知多町地域公共 交通活性化・再生 協議会長印		21×21	一般文書用	1	事務局長

南知多町地域公共交通活性化・再生協議会の事業に関する協定書

南知多町と南知多町地域公共交通活性化・再生協議会（以下「協議会」という。）とは、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地域公共交通確保維持改善事業を円滑に実施するため、南知多町地域公共交通活性化・再生協議会規約（以下「規約」という。）第3条に規定する事業の業務委託について定める。

（協定事項）

第2条 南知多町は、協議会からの委託に基づき、必要な業務を行う。

（協定期間）

第3条 この協定期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに書面による解約等の申し出がない場合には有効期間をさらに1年間延長するものとする。

（事業経費）

第4条 協議会は、南知多町に対して業務委託に必要な経費を予算の範囲内において負担するものとする。

（協定内容の変更）

第5条 協定期間内に協定内容を変更しようとする場合は、南知多町と協議会が別に協議して定める。

（疑義の処置）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、必要に応じて南知多町と協議会が別に協議して定める。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、南知多町及び協議会が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年4月1日

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地

南知多町

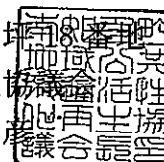
南知多町長 石黒和彦



愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地

南知多町地域公共交通活性化・再生協議会

会長 石黒和彦



令和3年度 南知多町地域公共交通活性化・再生協議会収支決算書（案）

資料6

（単位：円）

【歳入】

科 目			予 算 現 額			収入済額	収入未済額	備 考
款	項	目	当初予算額	補正予算額	計			
1 国庫支出金	1 国庫支出金	1 国庫支出金	8,406,000	0	8,406,000	7,844,000	0	・地域公共交通確保維持改善事業 (地域内フィーダー系統)
2 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	1,000	0	1,000	280	0	繰越金280円
3 諸収入	1 雑入	1 雑入	1,000	0	1,000	3	0	利息3円
歳入合計			8,408,000	0	8,408,000	7,844,283	0	

【歳出】

（単位：円）

科 目			予 算 現 額				支出済額	不用額	備 考
款	項	目	当初予算額	補正予算額	流充用増減	計			
1 負担金	1 負担金	1 負担金	8,406,000	0	0	8,406,000	7,844,000	562,000	地域公共交通確保維持改善事業
2 予備費	1 予備費	1 予備費	2,000	0	0	2,000	0	2,000	
歳出合計			8,408,000	0	0	8,408,000	7,844,000	564,000	

歳入歳出差引額 283円
(次年度繰越)

監 査 報 告 書

令和4年5月30日、令和3年度南知多町地域公共交通活性化・再生協議会収支決算について監査した結果、いずれも適正に処理されているものと認めた。

令和 4年 5月 30日

監 事 大 森 宏 隆

令和3年度 南知多町 一般会計決算(見込み)

参考資料

【公共交通対策事業費関連】

(単位:円)

【歳入】

科 目			予 算 現 額			収入済額	収入見込額	合 計	備 考
			当初予算額	補正予算額	計				
20 諸収入	4 雑入	3 雑入	12,943,000	0	12,943,000	16,324,000	0	16,324,000	国庫補助相当額 豊浜線 8,480,000円 西海岸線 7,844,000円
歳入合計			12,943,000	0	12,943,000	16,324,000	0	16,324,000	

【歳出】

(単位:円)

科 目			予 算 現 額				支 出			不用額	備 考
			当初予算額	補正予算額	流充用増減	計	済 額	見込額	合 計		
14 公共交通 対策事業費	7 報償費		40,000	0	▲ 1,000	39,000	30,000	0	30,000	9,000	
		海っ子バスイベント出展報償	40,000	0	△ 1,000	39,000	30,000	0	30,000	9,000	
	8 旅費		22,000	0	0	22,000	1,360	0	1,360	20,640	
		普通旅費	22,000	0	0	22,000	1,360	0	1,360	20,640	
	10 需用費		75,000	0	1,000	76,000	75,248	0	75,248	752	
		消耗品費	50,000	0	2,000	52,000	51,737	0	51,737	263	
		印刷製本費	25,000	0	△ 1,000	24,000	23,511	0	23,511	489	
	11 役務費		735,000	0	58,000	793,000	791,300	0	791,300	1,700	
		新型コロナウイルスワクチン接種公共交通回数券	0	0	58,000	58,000	57,600	0	57,600	400	
		海っ子バス車内情報システム点検等手数料	311,000	0	0	311,000	310,200	0	310,200	800	
		海っ子バス簡易乗降カウンター保守点検等手数料	424,000	0	0	424,000	423,500	0	423,500	500	
	12 委託料		96,057,000	3,405,000	0	99,462,000	97,821,455	0	97,821,455	1,640,545	
		海っ子バス運行委託料	94,583,000	3,405,000	0	97,988,000	96,358,455	0	96,358,455	1,629,545	
		地域公共交通活性化・再生総合事業推進業務委託料	1,474,000	0	0	1,474,000	1,463,000	0	1,463,000	11,000	
13 使用料及び賃借料		104,000	0	0	104,000	92,400	0	92,400	11,600		
	知多乗合バス停留所使用料	104,000	0	0	104,000	92,400	0	92,400	11,600		
18 負担金、補助及び交付金		10,000,000	0	0	10,000,000	9,947,000	0	9,947,000	53,000		
	運賃改定に伴う減収額補てん金	10,000,000	0	0	10,000,000	9,947,000	0	9,947,000	53,000		
歳出合計			107,033,000	3,405,000	58,000	110,496,000	108,758,763	0	108,758,763	1,737,237	

※歳入歳出差引額 92,434,763円

海っ子バスの歳入・歳出推移表

単位：円・人

年度	歳入 (A)	歳出 (B)	町負担分 (A-B)	年間利用者数	人口 (4/1)	備考	バス路線の変遷
22	10,828,000	72,474,800	△ 61,646,800	100,225	20,789	中型バス、小型バス 各1台購入	平成22年10月1日から実証運行 豊浜線・西海岸線：知多厚生病院経由 に変更
23	15,362,666	39,113,023	△ 23,750,357	90,877	20,392		
24	13,880,000	30,990,579	△ 17,110,579	93,836	20,032		
25	22,651,500	52,508,628	△ 29,857,128	117,828	19,960		平成25年10月1日から本格運行 (豊浜線：路線延長、西海岸線：便数 増・師崎港まで路線延長)
26	16,069,000	61,699,488	△ 45,630,488	126,134	19,601		
27	24,928,000	79,339,881	△ 54,411,881	192,051	19,309	中型バス 1台購入	平成27年10月1日から知多バス内 海線を海っ子バス西海岸線として運行
28	9,575,000	63,526,180	△ 53,951,180	204,549	18,838		
29	11,796,500	75,316,037	△ 63,519,537	190,108	18,571		
30	8,407,500	79,305,439	△ 70,897,939	197,812	18,155		
元	16,693,500	115,304,387	△ 98,610,887	172,178	17,865	中型バス 1台購入 (買い替え)	令和元年10月1日から西海岸線の内 海地区ルート変更
2	26,352,000	136,297,909	△ 109,945,909	200,859	17,478	中型バス 1台購入	
3	16,324,000	108,758,763	△ 92,434,763		16,992		
合計	192,867,666	914,635,114	△ 721,767,448	1,686,457			

令和 5 年度
南知多町生活交通確保維持改善計画
(令和 5 ~ 7 年度)

令和 4 年 6 月

南知多町地域公共交通活性化・再生協議会

※様式が変更となる可能性があるため、一部の変更については事務局に一任していただきますようお願いいたします。

生活交通確保維持改善計画
(地域内フィーダー系統確保維持計画を含む)

令和4年6月

南知多町地域公共交通活性化・再生協議会

0. 生活交通確保維持改善計画の名称

南知多町地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

南知多町の公共交通は鉄道・バス・離島航路及びタクシーで構成され、町外からの玄関口である名鉄河和駅・内海駅と離島の玄関口である師崎港とをバスで結ぶ、地域公共交通ネットワークを形成している。

令和3年3月には地域公共交通の活性化及び再生に関する法律にもとづく「南知多町地域公共交通計画」を策定し、各種事業を実施している。

地域内フィーダー系統である「海っ子バス西海岸線」は、地域間幹線系統の「海っ子バス豊浜線」・「知多バス師崎線」を補完する形で、町の西側を縦断するように名古屋方面への鉄道駅である名鉄内海駅・河和駅と師崎港とを結んでいる。

朝夕は通勤・通学路線として利用されており、昼間は町内の商店やスーパーへの買い物、町内の診療所や美浜町内の知多厚生病院等への通院路線として車を運転できない高齢者等を中心に利用され、町民の日常生活を守る重要な路線となっている。また、伊勢湾の海岸線沿いを運行することから、沿線には愛知県内でも有数の観光地が点在しており、風光明媚な観光スポット、歴史深い寺社、海産物等の産直施設、飲食店及び宿泊施設等の利用目的での観光利用が多くなっている。

しかし、人口の減少率が県内でも高い南知多町では、通勤・通学及び買い物・通院等の生活交通での利用者数は減少傾向が続いており、観光目的での公共交通利用者を取り込むことにより、運行の継続を図っている。

西海岸線については、令和元年10月1日から名鉄の特急との接続に配慮した運行ダイヤへの変更、内海地区において商業店舗の多いルートに変更及び宿泊施設等のバス停新設により、利便性の向上を図っている。

町民の移動を確保することは、買い物・通院等に支障のない日常生活を営むことができ、人口定着に繋がることになる。また、観光客の移動を確保することは、観光振興により交流人口の増加に繋がり、町のまちづくりにも大きく寄与する。

町の公共交通機関の中軸としての鉄道・バス・離島航路を補完する海っ子バス西海岸線を維持する重要性が益々高まっているが、近年運行経費が増加傾向であることから、町からの費用負担も増加の一途をたどっており、町の財政が逼迫する中で大きな負担となっている。

このため、海っ子バス西海岸線については、地域公共交通確保維持改善事業により運行を維持することによって町民の移動及び町外からの観光客等の足を確保し、人口定着・観光振興につなげていく必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

【①西海岸線の年間利用者数：令和5年度には年間6.8%増の139,000人とする】

南知多町地域公共交通計画における海っ子バス利用者の目標は、令和3年度～令和6年度の4年間で30%増としていることから、西海岸線の利用者数の目標は毎年6.8%増となる。

令和3年度（令和2年10月～令和3年9月）の西海岸線利用者数は122,013人であり、令和2年度（104,664人）の16.6%増であった。新型コロナウイルス感染症による影響が緩和したことから増加したと考えられる。今後は、観光客利用増を図るなどにより、令和5年度には $6.8\% \times 6.8\% = 14.1\%$ 増の $139,217 \div 139,000$ 人とする。

※実績はOD調査と年間収入による算定（内海高校系統を含む）

（南知多町地域公共交通計画 P54 参照）

【②観光振興の目標に対応して、西海岸線の土休日の1日平均利用者数：令和5年度には年間6.8%増の283人/日とする】

令和3年度の実績は248.4人であり、令和2年度（196.5人）の26.4%増であった。

南知多町地域公共交通計画では、上記と同様に4年間で30%増を目標としていることから、毎年6.8%増を目標とし、令和5年度には14.1%増の283人を目標とする。

※実績はカウンターデータ（内海高校系統分を除く）

（南知多町地域公共交通計画 P55 参照）

(2) 事業の効果

海っ子バス西海岸線を維持することにより、通勤・通学利用及び高齢者等の買い物・通院といった日常生活に必要な移動が確保される。

西海岸線は、地域間幹線系統のバス路線（海っ子バス豊浜線、知多バス師崎線）と、広域幹線系の鉄道及び海上交通とを連絡する地域公共交通ネットワークを形成する。これにより、効率的な公共交通体系の実現と町民の日常生活交通を確保できる。

また、町内はもとより鉄道との連携により知多半島の観光振興にもつながり、地域の活性化の促進効果が期待される。

3. 地域公共交通確保維持事業に係る目標を達成するために行う事業及びその実施主体

《南知多町地域公共交通計画における事業計画》計画期間：令和3年度～6年度

目標1-1 交通結節点の利便性向上

1-1-1 交通結節点での乗継利便性の増進

【実施主体：名古屋鉄道㈱、知多乗合㈱、名鉄海上観光船㈱、南知多町】

交通手段間のダイヤ調整、バリアフリーの促進、観光客等への案内の充実を図る。
河和駅では、美浜町と連携して同町運営の巡回ミニバスとの乗継利便性向上を図る。

目標1-2 新たな技術の活用等によりきめ細かなネットワークを構築

1-2-1 ニーズに対応したバスネットワークの構築【実施主体：南知多町】

利用者ニーズに対応したバス停の新設、ルート変更等を行う。

1-2-2 海上交通の運航時間帯の拡大【実施主体：名鉄海上観光船㈱、南知多町】

利用促進や採算性等の検討を踏まえて実現化を目指す。

1-2-3 目的に応じた運行形態の確保【実施主体：南知多町観光協会、日間賀島観光協会、社会福祉協議会、南知多町まちづくり協議会、各地区区長会、南知多町】

自家用有償運送等、地域と協働した移動手段の確保を進める。日間賀島自家用有償観光旅客等運送事業「ぐるりーバス」を継続運行する。

目標2-1 利用しやすい仕組みの構築

2-1-1 キャッシュレス決済等の導入【実施主体：知多乗合㈱、南知多町】

ICカードやスマートフォンを利用したキャッシュレス決済の導入を検討し実用化を図る。
学期定期のPR、クーポン券付きの1日券の発行等、利用促進につながる施策を実施する。

2-1-2 バス停の環境改善【実施主体：南知多町まちづくり協議会、各地区区長会、知多乗合㈱、南知多町】

主要なバス停の上屋・ベンチ等を地域と協働して設置する。

目標2-2 まちづくりとの連携強化

2-2-1 学校統廃合に対応した通学交通手段の確保【南知多町】

小中学校の統廃合に対応して児童・生徒の通学交通手段を確保するため、海っ子バスの活用、スクールバスの導入等について関係者と協議して実施可能な方法を検討し、その実現を図る。

2-2-2 観光客に向けた情報提供の推進【南知多町観光協会、南知多町】

公共交通のルート・時刻検索システム（Google等で提供済み）の活用等、観光客が公共交通を利用しやすい情報を提供する。また、海っ子バス車内設置のモニターの有効活用を図る。

2-2-3 MaaS等の導入（企画切符等）

【名古屋鉄道㈱、知多乗合㈱、名鉄海上観光船㈱、南知多町観光協会、南知多町】

企画切符「ぐるっとチケット」については、バスと高速船の割引だけでなく、各種事業者との協力により買物割引等を追加し、利用促進を図る。また、予約、決済の一本化等、MaaSの仕組みの導入を検討する。

目標3-1 持続可能な仕組みの構築

3-1-1 環境に配慮した車両導入【南知多町】

地球環境問題の深刻化に対応し、より環境負荷の小さい公共交通とするため、車両更新に合わせて、電動バス等の導入を推進する。

3-1-2 安全・安心な公共交通利用の推進（新型コロナ感染症対策の継続実施）

【名古屋鉄道㈱、知多乗合㈱、名鉄海上観光船㈱、南知多町】

新型コロナ感染症対策として実施している乗務員の体温測定・マスク着用・手指消毒、車内消毒、車内の換気等の対策を継続することにより、安全・安心な公共交通であることをPRし、利用促進につなげます。

目標3-2 地域で支える仕組みの継続

3-2-1 タウンミーティングの継続実施【南知多町、住民】

MM（モビリティ・マネジメント）の一環としてタウンミーティングの開催内容に工夫をこらしながら継続して開催する。

3-2-2 バス利用促進イベント等の継続実施

【南知多町まちづくり協議会、知多乗合㈱、南知多町】

まちづくり協議会が主体となったバス乗車体験や海っ子バス町民感謝デー（バス無料デー）等、バス利用を主目的としたイベント等を継続して実施する。

3-2-3 運転免許自主返納促進の継続実施【南知多町、住民】

高齢者運転免許証自主返納支援事業のPR等により、運転免許自主返納を促進する。

3-2-4 総合時刻表の作成【南知多町】

路線の変更や運行・運航ダイヤの変更等に合わせて、時刻表の改訂版を作成し、町民、町内の宿泊・飲食施設、駅等に配布する。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（表1）

別添表1参照。

(1) 運行系統の概要

添付の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1 地域公共交通確保維持改善事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者」を参照。

(2) 路線図・時刻表

① 別添の路線図・時刻表を参照。

② 地域内フィーダー系統の要件（地域間幹線系統と接続）

海っ子バス西海岸線の2系統とも、地域間幹線系統（海っ子バス：豊浜線、知多バス：師崎線）及び名鉄河和駅、内海駅、名鉄海上観光船師崎港と接続。

(3) 運行事業者及びその決定方法

① 指名競争入札により、レスクル株式会社を選択した。

② 契約期間は3年（令和元年10月～令和4年9月まで）の長期継続契約としている。

(4) 運行予定期間

地域公共交通計画の計画期間は令和3年度から令和6年度までの4年間であり、毎年事業評価・改善策等を検討し事業継続する。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
南知多町活性化・再生協議会から運行事業者への補助金額（協定により南知多町が支払う）については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
南知多町地域公共交通活性化・再生協議会
7. 補助を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定方法【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
<p>① 毎年6月に、平日のバス利用OD調査を実施し、利用実態を把握するとともに、利用者アンケート・ヒアリング調査により、運行サービスの評価、改善要望等を把握する。</p> <p>② バスに乗降カウンターを設置しており、これによってバス停ごとの乗降者数を把握する。</p> <p>③ 町内5地域ごとにタウンミーティングを開催し、町民の意見、要望等を把握する。</p>
8. 協議会が平日1日あたりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要（表5）
別添表5参照
13. 車両の取得に係る目的・必要性
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)
※該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

開催年度、回数等	主 な 議 論
平成20年度 2回開催	○協議会の設立 ○地域公共交通総合連携計画策定申請
平成21年度 4回開催	○地域公共交通総合連携計画の策定
平成22年度 5回開催	○海っ子バスの運行準備、地域公共交通活性化・再生総合事業開始 ○タウンミーティングの実施 ○運行ダイヤ改正
平成23年度 3回開催	○地域公共交通活性化・再生総合事業の実施（バス及び離島航路） ○利用実態調査と効果把握 ○タウンミーティングの実施
平成24年度 2回開催	○生活交通ネットワーク計画の作成及び事後評価 ○利用実態調査と効果把握 ○タウンミーティングの実施
平成25年度 4回開催	○知多乗合株式会社との協議事項 ○生活交通ネットワーク計画の作成及び事後評価 ○利用実態調査と効果把握 ○タウンミーティングの実施
平成26年度 3回開催	○生活交通ネットワーク計画の作成及び事後評価 ○内海線の検討 ○地域公共交通網形成計画の骨子 ○タウンミーティングの実施
平成27年度 3回開催	○地域公共交通網形成計画の策定 ○生活交通確保維持改善計画の作成及び事後評価 ○海っ子バス西海岸線の系統追加（内海高校系統） ○タウンミーティングの実施
平成28年度 3回開催	○生活交通確保維持改善計画の作成及び事後評価 ○南知多町在住者の通学定期券の料金 ○海っ子バス西海岸線の路線見直し ○タウンミーティングの実施
平成29年度 3回開催	○生活交通確保維持改善計画の作成及び事後評価 ○海っ子バス西海岸線の路線見直し ○タウンミーティングの実施
平成30年度 3回開催	○生活交通確保維持改善計画の作成及び事後評価 ○バス運行経路及び時刻表の検討 ○バス停留所の新設 ○タウンミーティングの実施
令和元年度 4回開催 (書面決議含む)	○生活交通確保維持改善計画の作成及び事後評価 ○バス運行経路及び時刻表の変更

	<ul style="list-style-type: none"> ○バス停留所の新設 ○タウンミーティングの実施
令和2年度 5回開催 (書面決議含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○生活交通確保維持改善計画の作成及び自己評価 ○南知多町地域公共交通計画の策定 ○海っ子バス停留所の新設、ダイヤの変更 ○タウンミーティングの実施
令和3年度 5回開催 (書面決議含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○生活交通確保維持改善計画の作成及び自己評価 ○海っ子バス停留所の新設、ダイヤの変更 ○電子チケットの導入 ○チョイソコみなみちた実証実験結果 ○海っ子バスの未来を考える会の実施

21. 利用者等の意見の反映状況

法定協議会の構成員には、南知多町の住民または利用者代表として、社会福祉協議会代表、町内5地区の区長会代表、障害者代表、まちづくり協議会代表、観光協会代表、町議会議員が含まれているほか、協議会で利用実態調査（利用者アンケート調査、バス停間OD調査）の結果を議論するとともに、町内5地区でのタウンミーティングの実施、町議会における地域公共交通対策特別委員会での議論など、住民、利用者の意見を反映したものである。

2.2. 協議会メンバーの構成

区 分	役 職 等
関係都道府県	愛知県都市整備局交通対策課、愛知県総務部市町村課地域振興室
関係市町村	愛知県知多郡南知多町（3人）、美浜町（オブザーバー）
交通事業者 交通施設管理者	名古屋鉄道㈱、レスクル㈱、知多乗合㈱、名鉄海上観光船㈱、（公益社団法人） 愛知県バス協会、愛知県タクシー協会、知多乗合労働組合、名鉄知多タクシー 労働組合、全日本海員組合、愛知県半田警察交通課、愛知県知多建設事務所維 持管理課
地方運輸局	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局、国土交通省中部運輸局海事振興部旅客課
その他協議が必要と 認める者	学識経験者、住民又は利用者代表（9人）、町議会議員（4人） 日間賀島観光協会、内海高校学校長（オブザーバー）
合 計	35名

2.3. 関係者間でのリスク分担を含めた役割（突発的な事象等に対するリスク分担）

「突発的な事故への対応」

○レスクル株式会社

- ・ 負傷者の救護及び乗客の安全確保に努める。
- ・ 南知多町役場へ状況報告し、対応方法を協議する。
- ・ 愛知運輸支局、警察、消防、病院、労働基準監督署、保険会社へ連絡をする。
- ・ 予備車両（1台）による代替輸送を実施する。
- ・ 事故対応記録を作成し、南知多町役場と愛知運輸支局へ報告をする。
- ・ 事故の原因調査を実施して再発防止に努める。
- ・ 事故の再発防止会議を実施する。

○南知多町役場

- ・ レスクル株式会社からの連絡を受け、対処方法を指示する。
- ・ 南知多町地域公共交通活性化・再生協議会会長へ事故報告する。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 愛知県知多郡南知多町豊浜貝ヶ坪18
 (所 属) 南知多町総務部まちづくり推進室
 (氏 名) 内田健二
 (電 話) 0569-65-0711
 (e-mail) chiiki@town.minamichita.lg.jp

海っ子バスの路線変更について

資料 8

課題

- 本数が少ない
- アクセスが不便
- 乗り継ぎが悪い
- 運行経費が高い
- 他

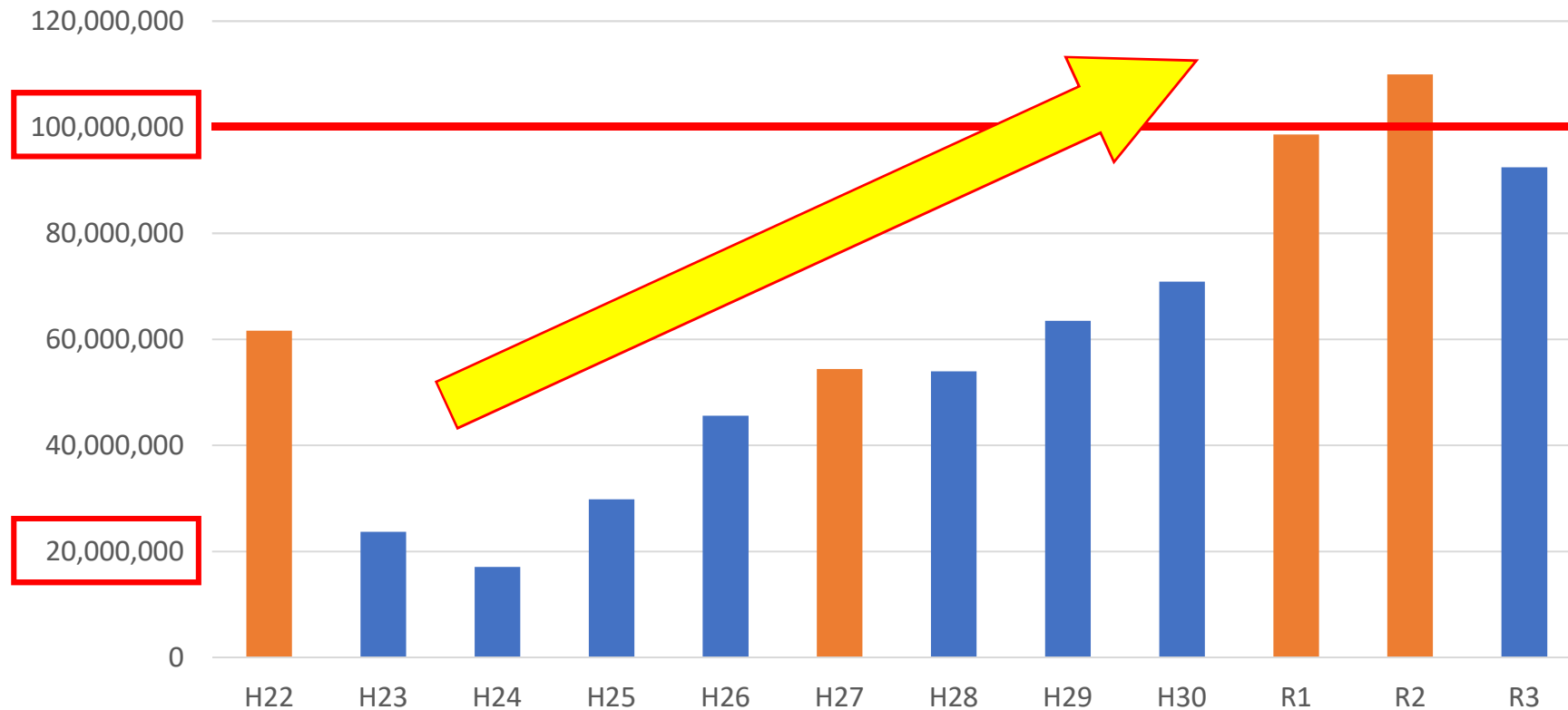
課題解決に向けて

- ◎ 令和5年10月を目標に町内のバス路線の見直しを行い、シームレスで利便性良い海っ子バスを目指すとともに、経費の削減も図る。
- ◎ 海っ子バス運行開始以来一度も見直しが行われてこなかった運賃を見直し、収入増を目指す。



持続可能な公共交通の維持継続を目指し、令和4年3月28日に開催された「南知多町地域公共交通活性化・再生協議会」において、海っ子バスの路線変更案を提出させていただき、変更計画を進めさせていただく了承を得る。

町公共交通対策事業費の推移



運行当初は年間約2,000万円ほどの事業費だったが、右肩上がりで経費が増加していき、現在は毎年1億円ほどの費用がかかっている。

■ の年はバス購入費用も含まれている。

路線変更に伴う効果の検証

海っ子バスの路線変更【ループ案A（+役場のみ）】

前回の協議会で示したループ案

- ◎スムーズなループ化路線
- ◎「南知多町役場前」まで乗り入れ
- ◎45分に1本のダイヤ



海っ子バスの路線変更【ループ案B（+体育館・豊丘）】



今回新たに示すループ案

- ◎ ループ化路線
- ◎ 「花ひろば・総合体育館前」まで乗り入れ
- ◎ 「運動公園前」「乙方」まで乗り入れ
- ◎ 1時間に1本のダイヤ

交通空白地

運行状況比較

項目	ループ案A (+役場のみ)	ループ案B (+体育館・豊丘)
周回時間	85分 (90分サイクル)	99分(120分サイクル)
本数	1本/45分 (4本/3時間)	1本/1時間
移動バス停	2件 (南知多町役場前、豊浜)	2件 (豊浜、乙方)
廃止バス停	8件 (岩屋寺、小野、初神口、花ひろば・総合体育館前、プラスチック団地前、鯛祭りひろば前、乙方、運動公園前)	4件 (岩屋寺、小野、プラスチック団地前、鯛祭りひろば前)
交通空白地	山海 (岩屋・小野)、豊丘	山海 (岩屋・小野)
乗車時間	【一周】 85分 【河和駅⇔師崎港】 33分 【内海駅⇔師崎港】 36分	【一周】 99分(+14分) 【河和駅⇔師崎港】 43分(+10分) 【内海駅⇔師崎港】 40分(+4分)
保有車両	7台 (左右回り各2台) ※現状維持	7台 (左右回り各2台) ※現状維持
便数	22便(5:30発~22:45着で運行した場合) 車両①...11便 車両②...11便	16便(5:30発~22:30着で運行した場合) 車両①...8便 車両②...8便
走行距離 1周当たり×便数 ×2(左右回り)	【1周当たり】 38.5km 【1日当たり】 1,694.0km(+250.8km)	【1周当たり】 45.1km (+6.6km) 【1日当たり】 1,443.2km

経費比較

項目	現在	ループ案A (+ 役場のみ)	ループ案B (+ 体育館・豊丘)
年間走行距離 1日当たり走行距離×365日	豊浜線 238,637 km 西海岸線 276,507 km 合計 515,144 km	618,310 km	526,768 km
燃料油脂量 (燃費5.0km/ℓ) 年間走行距離÷5km	103,028.8 ℓ	123,662.0 ℓ	105,353.6 ℓ
燃料油脂費 (軽油単価147円/ℓ) 燃料油脂量×147円	15,145,233 円	18,178,314 円 (+ 3,033,081 円)	15,486,979 円 (+ 341,746円)
師崎線維持費用 (町負担分)	約10,000,000 円	0 円	0 円
運行経費削減効果 現在の「燃料油脂費」と「知多バスへの減収補填」を基準に、【案1】及び【案2】における差額の合計金額が削減効果となる。	—	6,966,919 円 の減額	9,658,254 円 の減額

運賃の見直しに伴う効果の検証

運賃収入比較

項目		現在	運賃 300円案	運賃 500円案
運賃		町内160円 町外300円 (1人平均 198円)	一律 300円 (1人平均 240円)	一律 500円 (1人平均 400円)
パターン①	乗車人員	252,000人	252,000人	252,000人
乗車人員 現状維持 の場合	運賃収入	50,000,000円	60,480,000円 (+ 10,480,000円)	100,800,000円 (+ 50,800,000円)
パターン②	乗車人員	252,000人	226,800人	226,800人
乗車人員 1割減少 の場合	運賃収入	50,000,000円	54,432,000円 (+ 4,432,000円)	90,720,000円 (+ 40,720,000円)
パターン③	乗車人員	252,000人	201,600人	201,600人
乗車人員 2割減少 の場合	運賃収入	50,000,000円	48,384,000円 (△1,616,000円)	80,640,000円 (+ 30,640,000円)

【留意事項】

(1) 現在の「乗車人員」及び「運賃収入」は3路線の直近5ヶ年平均で算出しました。

(2) 【運賃 300円案】及び【運賃 500円案】の「一人平均」の額は、定期券、回数券等の利用も考慮し、運賃の2割減を見込み、運賃収入を計算した。

(3) 公共交通事業を黒字にするために必要な運賃を試算した場合、一律750円が必要である。

【案1】と【案2】の比較

項目	ループ案（+役場のみ）	ループ案（+体育館・豊丘）
共通 メリット	<ul style="list-style-type: none"> ①どのバスに乗っても乗り継ぎ無しで目的地へ到着可能。 ②重複路線の解消。（豊浜線・西海岸線の一部、豊浜線・師崎線の一部） ③早退等でスクールバスが利用できない中学生が、乗り継ぎ無しで帰宅等可能。 ④財政負担の減。 	
共通 デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ①休日に運行していたサンタバーバラサンセットから岩屋寺までが空地となる。 ②運賃見直しにより利用者負担増となる。 	
【+役場のみ】 と 【+体育館・豊丘】 を比較した メリット	<ul style="list-style-type: none"> ①運行本数の増加が可能。 ②乗車時間が短い（一部）。 	<ul style="list-style-type: none"> ①交通空白地が最低限で押さえられる。 ②ダイヤが1時間サイクルで組むことができ、住民にわかりやすく、電車への乗り継ぎも特急等に固定できる。 ③運行経費が安い。
【+役場のみ】 と 【+体育館・豊丘】 を比較した デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ①交通空白地が多くなる。 ②ダイヤが45分サイクルとなるため毎時固定の時間でダイヤを組めず、わかりづらい。 ③電車のダイヤは1時間サイクルのため、乗れる電車が固定されない。 ④運行経費が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ①内部へのルートがあるため、乗車時間が長くなる（一部）。 ②運行本数が現状維持のまま。

課題とそれに対する考え方（1）

課題1 交通空白地（豊丘）

【ループ案（+役場のみ）の場合】

◆豊浜線の「南知多町役場前」から「山田」の間の5ヶ所のバス停を廃止。

⇒この区間では、利用が多いバス停でも約3人/日ほどで、利用者が少なく影響は最小限である。全体で見た場合、乗車時間の減少により利便性向上につながる。

【ループ案（+体育館・豊丘）の場合】

◆豊浜線の「プラスチック団地」「鯛祭りひろば」の2ヶ所のバス停を廃止。

⇒「プラスチック団地前」の利用者は「花ひろば・総合体育館前」で代替可能。「鯛祭りひろば」は観光施設として営業を中止しており、今後再開の見込みも低いため、生活路線としての影響は無いと考える。

課題2 交通空白地（山海）

◆西海岸線の「小野」「岩屋寺」の2ヶ所のバス停を廃止。

⇒現在は土日の日中のみ乗り入れ。利用者も1日約2名ほどの利用であり、観光客であると推測され、生活路線としてはほとんど影響がないと考える。

⇒「岩屋寺」等に乗入れた場合、往復約10分かかり、内海と豊浜・師崎間の乗車時間が長くなり、利便性の低下につながる。

課題とそれに対する考え方（2）

課題3 代替の交通手段の検討

◆交通空白地に対して、デマンド交通等、新たな施策を検討する必要がある。

⇒財政状況が厳しい中、新たな予算を投入することは困難。今回の路線見直しにより、運行経費が現在より改善した場合等、住民ニーズを的確に把握し、デマンド交通等を検討していくことも必要と考える。

課題4 運賃の増額

◆海っ子バス運行当初から固定してきた運賃を増額することで、利用者の負担増となる。

⇒町の公共交通対策事業費約1億円にまで膨れ上がった。それに対して、運賃の見直しはこれまで一度もない。今後も継続して海っ子バスを運行し続けるためには、増額は避けて通れないため、運行開始以降最大の路線の見直しを行う今回に合わせて、運賃の増額を実施させていただきたい。

運行予定車両

【町所有車両】

ポンチョ型	1台	平成22年9月	購入「2822」	36人乗
中型バス	3台	平成27年8月	購入「5005」	57人乗
		令和2年1月	購入「6006」	59人乗
		令和3年1月	購入「7007」	59人乗

【リース車両（レスクル契約）】

中型バス 2台

【予備車両（レスクル所有）】

中型バス 1台

現在、合計7台で運行しており、路線変更後も同様の車両で運行予定。



海っ子バスの未来を考える会（タウンミーティング）

目的

令和5年10月からの路線変更を見据えて、住民からの多様な意見をいただくことで、海っ子バスの利便性向上及び持続可能な運営体制の構築を目指す。

第1回

日時：①令和4年7月25日（月）

19:00～20:30

②令和4年7月28日（木）

19:00～20:30

③令和4年7月31日（日）

10:00～11:30

場所：南知多町役場 大会議室

※ZOOMでも参加可能

内容：路線の見直しについて

運賃の見直しについて

第2回

日時：①令和4年10月〇〇日（月）

19:00～20:30

②令和4年10月〇〇日（木）

19:00～20:30

③令和4年10月〇〇日（日）

10:00～11:30

場所：南知多町役場 大会議室

※ZOOMでも参加可能

内容：新ダイヤについて

海っ子バスの路線変更スケジュール

	R4	4	5	6	7	8	9	10	11	12	R5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	備考					
海っ子バス委託契約		1年間は随意契約にて延長予定																				R5.10～長期継続契約予定					
プロポーザル・入札																									R5.10～の契約事業者決定		
町予算要求査定、裁定																											
小・中学校統廃合		●	大井小・師崎小が統合													●	4中学校が統合										
地域公共交通計画		→																				計画期間：R3～6年度					
南知多町地域公共交通活性化・再生協議会			●				●		○		●		●			●					●						
愛知県バス対策協議会への報告													●											路線変更に係る報告			
海っ子バス路線・ダイヤ等見直し		見直し検討期間											手続き期間										●	R5.10から見直し後の路線・ダイヤで運行予定			
路線の検討、決定		→										●											R5.1の法定協で決定(予定)				
公安委員会との打合せ(バス停)													→														
道路管理者との打合せ(バス停)													→														
運航ダイヤの検討、決定		→										●											R5.1の法定協で決定(予定)				
生活交通確保計画			●													●											
海っ子バスの未来を考える				3回				3回															曜日を変えて各3回実施				

※未確定の部分もあるため取扱注意

令和4年度 南知多町地域公共交通活性化・再生協議会スケジュール(案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
□議会特別委員会			○			○		○		○		○
■地域公共交通活性化・再生協議会			●			●		●		●		●
(1)海っ子バス運行状況の整理、分析												
①海っ子バスOD調査結果等の整理、分析			● 集計分析									
②地域公共交通確保維持改善事業資料の作成 (生活交通確保維持改善計画の作成) 6月中に申請	計画案作成	調	利用者数等のデータ整理									
			● 国に申請									
(2)地域公共交通の改善に向けた検討												
①PDCAサイクルの実施						中間評価資料作成				評価資料作		
②自己評価シートの作成					自己評価シート案の作				自己評価シート案の修正等		● 国に提出	
(3)タウンミーティングの開催												
(4)時刻表の作成(1万部)					作成	配布						
						●						

子ども公共交通無償化事業について

資料 1 0

子ども定期券（海っ子サポーター証）購入状況（R4. 6. 2 現在）

学校名		1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計		登録割合	未登録者数
		全数	登録者数	全数	登録者数	全数	登録者数	全数	登録者数	全数	登録者数	全数	登録者数	全数	登録者数		
小学校	内海小学校	27	19	30	12	28	9	29	14	37	20	35	12	186	86	46.2%	100
	豊浜小学校	20	3	26	11	18	6	29	13	32	12	22	9	147	54	36.7%	93
	みさき小学校	16	4	21	9	16	8	20	9	23	6	19	17	115	53	46.1%	62
	篠島小学校	8	7	17	16	15	14	10	9	18	17	12	12	80	75	93.8%	5
	日間賀小学校	11	10	20	18	19	16	14	14	10	8	18	18	92	84	91.3%	8
小計		82	43	114	66	96	53	102	59	120	63	106	68	620	352	56.8%	268
中学校	内海中学校	42	31	33	19	29	11	\						104	61	58.7%	43
	豊浜中学校	29	14	25	12	21	6							75	32	42.7%	43
	師崎中学校	22	18	32	29	26	23							80	70	87.5%	10
	篠島中学校	14	14	16	13	9	9							39	36	92.3%	3
	日間賀中学校	9	9	20	20	18	18							47	47	100.0%	0
小計		116	86	126	93	103	67	345	246	71.3%	99						
合計														965	598	62.0%	367

…登録率100%の学年

サポーター日記による報告状況（5/1～5/31現在）

小学生

乗り物	乗った路線・港	報告人数
海っ子バス	豊浜線	7
	西海岸線	15
知多バス	師崎線	10
バス	合計	32
名鉄海上観光船	師崎	123
	篠島	95
	日間賀島	86
船	合計	304

中学生

乗り物	乗った路線・港	報告人数
海っ子バス	豊浜線	7
	西海岸線	20
知多バス	師崎線	58
バス	合計	74
名鉄海上観光船	師崎	78
	篠島	64
	日間賀島	55
船	合計	197

海っ子サポーター 目標

バスの利用回数	小学生	3,000回	(月平均273回)
	中学生	1,500回	(月平均136回)
船の利用回数	小学生	4,380回	(月平均398回)
	中学生	2,190回	(月平均199回)

海っ子バス町民感謝デーについて

南知多町コミュニティバス『海っ子バス』は、南知多町地域公共交通計画において公共交通の将来像を「町民の日常生活を支え、来訪者に選ばれるシームレスで便利な公共交通を実現する」と設定してあります。しかし、OD調査等の結果から生活交通としての利用が低いことから、住民の方に乗ってもらえる機会をつくり、今後の利用促進を図るため、「海っ子バス町民感謝デー」を以下のとおり実施します。

1. 実施予定日

令和4年11月6日（日）【産業まつり開催日】

2. 対象者

南知多町の住民

3. 実施内容

1日券（町民感謝デー用）を広報により折り込み配布する。
また、まちづくり推進室においても希望者に配布するものとする。

4. 周知方法

ホームページ、広報等で周知

5. 費用負担

料金箱への着札において1日券と同じ清算をするものとし、費用の負担は全額南知多町の負担とする。

日間賀島ぐるりーバスについて

日間賀島には、年間30万人ほど観光客が訪れる愛知県最大の観光の島でありながら、離島ゆえ島内に交通事業者はなく、島外から参入する交通事業者もないことから、夏季の繁忙期に日間賀島を訪れる観光客におもてなしサービスとして、令和元年度から国家戦略特区を活用して自家用有償観光旅客等運送を運行開始し、令和3年度からは自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）の登録申請を行いました。令和4年度についても、昨年同様に運行を実施予定です。

【自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）概要】

1. 運行主体

名称：一般社団法人 日間賀島観光協会

所在地：知多郡南知多町大字日間賀島字西浜48番地

代表者：鈴木 安博

2. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

3. 運送の区域

日間賀島

4. 事務所の名称及び位置

名称：日間賀島観光協会事務局

位置：知多郡南知多町大字日間賀島字西浜48番地

5. 交通空白地有償運送の用に供する自家用自動車

29人乗りマイクロバス 1両（日間賀島観光協会の保有）

6. 運送しようとする旅客の範囲

地域外からの来訪者及び地域（日間賀島地区）の住民等

7. 運送の区域ごとの対価の額

1乗車100円（小学生以上）

※障がい者及びその介護者は半額

8. 事業者協力型自家用有償旅客運送の実施の有無

なし

9. 登録有効期間

令和3年7月17日から令和5年7月16日まで

10. 過去実績

項目	令和元年度	令和3年度
運行主体	一般社団法人 日間賀島観光協会	一般社団法人 日間賀島観光協会
車両数	バス（25人乗り） 1台	バス（29人乗り） 1台
運行期間	令和元年7月20日から8月25日	令和3年7月22日から8月22日
走行キロ	2, 177km	1, 914km
運行回数	450回	416回
運行日数	37日間	32日間
運送収入	1, 132千円	587千円
運送人数	11, 883人	5, 853人

※令和2年度は未実施。

令和4年度 南知多町地域公共交通活性化・再生協議会収支予算書

【歳入】

(単位:千円)

科 目			予 算 額	備 考
款	項	目		
1 国庫支出金	1 国庫支出金		8,406	※1
		1 国庫支出金	8,406	
2 繰越金	1 繰越金		1	
		1 繰越金	1	
3 諸収入	1 雑入		1	
		1 雑入	1	
歳入合計			8,408	

【歳出】

(単位:千円)

科 目			予 算 額	備 考
款	項	目		
1 負担金	1 負担金		8,406	地域公共交通確保維持改善事業(地域内フィーダー系統)
		1 負担金	8,406	
2 予備費	1 予備費		2	
		1 予備費	2	
歳出合計			8,408	

※1 国庫補助金について

○平成23年度まで(地域公共交通活性化・再生総合事業)

国 ⇒ 法定協議会 ⇒ 事業実施者(町・名鉄海上観光船)

○平成24年度から平成26年度まで(地域公共交通確保維持改善事業)

国 ⇒ 運行事業者 ⇒ 事業実施者(町)

○平成27年度から(地域公共交通確保維持改善事業)

・豊浜線(地域間幹線系統)

国 ⇒ 運行事業者 ⇒ 事業実施者(町)

・西海岸線(地域内フィーダー系統)

国 ⇒ 法定協議会 ⇒ 事業実施者(町)

◎令和4年度補助金

・豊浜線(地域間幹線系統) 5,011,000円

・西海岸線(地域内フィーダー系統) 8,406,000円

合計 13,417,000円

令和4年度 南知多町 一般会計予算【抜粋】

【公共交通対策事業費関連】

歳入

款	項	目	節	細 節	金額(千円)	備 考
20 諸収入	4 雑入	3 雑入	1 総務費雑入		13,417	・地域公共交通確保維持改善事業(13,417千円)
町財源負担					105,854	
計					119,271	

歳出

款	項	目	節	細 節	金額(千円)	備 考
2 総務費	1 総務管理費	14 公共交通 対策事業費	7 報償費		30	
				海っ子バスイベント出展報償	30	
			8 旅費		17	
				普通旅費	17	
			10 需用費		320	
				消耗品費	113	
				印刷製本費	207	
			11 役務費		424	
				海っ子バス簡易乗降カウンター 保守点検等手数料	424	
			12 委託料		108,354	
				海っ子バス運行委託料	100,134	
				地域公共交通活性化・再生 総合事業推進業務委託料	1,320	
				子ども公共交通費無償化事業 委託料	6,900	
			13 使用料及び 賃借料		126	
船舶借上料	22					
知多乗合バス停留所使用料	104					
18 負担金、補助 及び交付金		10,000				
	運賃改定に伴う減収額補てん金	10,000				
計					119,271	

令和3年度 事業報告

1. コミュニティバス運行委託【予算額 110,438,000 円】

①期 間 令和3年4月1日から令和4年3月31日

②実 績

単位：円

月	月額委託料	臨時便	車両修理代	計	運賃収入	支払額
4	10,030,000	13,200	0	10,043,200	3,426,812	6,616,388
5	10,030,000	26,400	0	10,056,400	1,903,236	8,153,164
6	10,030,000	26,400	0	10,056,400	1,745,817	8,310,583
7	10,030,000	52,800	0	10,082,800	2,330,271	7,752,529
8	10,030,000	46,200	0	10,076,200	2,778,515	7,297,685
9	10,032,100	6,600	0	10,038,700	2,266,327	7,772,373
10	10,133,000	26,400	0	10,159,400	2,259,781	7,899,619
11	10,255,000	39,600	43,750	10,338,350	1,949,531	8,388,819
12	10,255,000	59,400	409,395	10,723,795	1,964,245	8,759,550
1	10,255,000	6,600	158,697	10,420,297	2,537,692	7,882,605
2	10,255,000	19,800	656,480	10,931,280	1,532,374	9,398,906
3	10,256,600	105,600	132,000	10,494,200	2,367,966	8,126,234
計	121,591,700	429,000	1,400,322	123,421,022	27,062,567	96,358,455

③契約内容

- 1) 契約金額 令和3年4月～令和3年9月 月額 10,030,000 円
 (バスの保有台数変動等による増額)
 令和3年10月 月額 10,133,000 円
 (タイヤ改正に伴う人件費変動等による増額)
 令和3年11月～令和4年3月 月額 10,255,000 円
 (燃油価格変動による増額)
- 臨時便 令和3年4月～令和4年3月 65回 (6,600円/回)
- 2) 契約期間 令和元年10月1日から令和4年9月30日 (長期継続契約)
- 3) 受託者 レスクル株式会社 美浜営業所
 知多郡美浜町河和台1丁目25番地

2. 地域公共交通活性化・再生総合事業推進業務委託【1,463,000 円】

①期 間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

②内 容 1) 海っ子バス運行状況の整理、分析

① 海っ子バスOD調査結果等の整理、分析

別途実施される海っ子バスOD調査、利用者アンケート調査、乗降カウントデータ等を活用して海っ子バスの利用状況を整理、分析。

② 地域公共交通確保維持改善事業資料の作成

上記結果をもとに利用者数等のデータを整理し、国に提出する地域公共交通確保維持改善事業の申請に活用するための資料を作成。

2) 時刻表の作成

海っ子バス時刻表を作成する。 3,000部×2回

3. 利用促進イベント関係

内海駅で11月23日に開催された町制60周年記念イベントでの海っ子バス展示。
 海っ子バス車内などでのCM撮影。(SKE48によるバスへのサイン)